

5 質問票に寄せられた質問に対する回答

件名	質問内容	回答
電子申請届出システムについて	利用のメリット等や注意することについて知りたい。	介護保険事業所が保険者に対して行う申請を当該システムによることは、介護保険法第165条の7及び附則第43条により規定されております。よって、メリットの有無に関わらず使用しなくてはならないものですが、申請者側のメリットとしては、「提出書類の印刷や、郵送・持参の費用や手間を削減できる」、「提出した申請・届出について、受付状況等を確認できる」等が挙げられております。これらのメリットは電子メールによるメリットとあまり変わらないものではありませんが、電子メールによる場合、送信元と送信先のメールサーバー容量やセキュリティシステムの関係で未送信になってしまうケースがありますが、当該システムであれば未送信ケースが減少することも申請者側のメリットと考えられます。 当該システム上、事業所側の機能と自治体側の機能は別個のものとされているため、土浦市では事業所側の機能に関する注意点を把握することができません。システム利用上の注意点等は、ホームページ上に掲載されている操作マニュアル（介護事業所向け）等をご確認ください。 https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/index.php?action_shinsei_static_help=true